

コロナ禍からみんなで豊橋のまちを守る条例をここに公布する。

令和2年12月18日

豊橋市長 浅井由崇

## 豊橋市条例第47号

### コロナ禍からみんなで豊橋のまちを守る条例

#### (目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）に係る施策に関し、その基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的に推進するとともに、市民の生命、健康及び人権の保護並びに地域経済に及ぼす影響の最小化を図り、もってコロナ禍から全ての市民が安心して生活できる社会を守ることを目的とする。

#### (市の責務)

第2条 市は、前条に規定する目的を達成するため、新型コロナウイルス感染症に係る施策を的確かつ迅速に実施するものとする。

2 市は、新型コロナウイルス感染症について、市民及び事業者の不安の解消並びに新型コロナウイルス感染症の適切な予防及びまん延の防止が図られるよう、必要な知識の普及及び適時かつ適切な情報の発信をするものとする。

#### (市民及び事業者の責務)

第3条 市民及び事業者は、市が実施する新型コロナウイルス感染症に係る施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民は、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持つとともに、手指衛生、社会的距離の確保等の対策を行い、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止に十分な注意を払うよう努めなければならない。

3 事業者は、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止について、これらに関する指針を遵守するとともに、必要な措置を講じるよう努めなければならない。

#### (施策の実施)

第4条 市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）及び感

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定めるもののほか、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 物資及び資材の確保
- (2) 相談、検査、診療、入院その他の保健医療体制の整備
- (3) 子どもたちの豊かな学び及び育ちの支援
- (4) 地域経済活動の維持
- (5) 風評、誹謗中傷等による被害の防止

2 市は、前項の施策の実施に当たり、高齢者、障害者、妊産婦、外国人その他特に援護を要し、又は重症化の危険性が高い者について、適切な配慮をするものとする。

（対策本部）

第5条 市長は、新型コロナウイルス感染症に係る施策の実施のために必要があると認めるときは、豊橋市新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を置くことができる。

2 対策本部は、前条に規定する新型コロナウイルス感染症に係る施策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。

3 対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定により新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされている間は、豊橋市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年豊橋市条例第11号）第1条の豊橋市新型インフルエンザ等対策本部とみなす。

4 対策本部について必要な事項は、豊橋市新型インフルエンザ等対策本部に係る規定の例によるものとする。

（人権の尊重等）

第6条 何人も、他者の人権を尊重し、新型コロナウイルス感染症の患者及びその関係者、医療従事者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症に罹患していること、又はそのおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として、不当な差別的取扱い、誹謗中傷、プライバシーの侵害等をしてはならない。

（財政上の措置）

第7条 市は、新型コロナウイルス感染症に係る施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。